

意見提出者	社団法人日本テレワーク協会
1. 項目	地方自治体職員のテレワーク導入促進による住民サービスの向上
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間企業におけるテレワークは、テレワーカーを就業者数の20%にするという政府目標に向けたさまざまな促進策の効果もあり、導入する企業が増加してきている。ICT（情報通信技術）を活用して場所や時間の制約なく働くことが出来るテレワークは、生産性の向上、事業継続性の確保といった事業主側の効果に加えて、ワーク・ライフ・バランスの向上という観点から従業員側にも大きな効果をもたらす働き方として注目されている。特に、地方自治体の場合には、災害や悪天候（大雪など）時や、新型コロナウイルス等によるパンデミック、または今回の口蹄疫による行動が制限される状況下においても、在宅勤務であれば業務を継続することによって住民サービスの低下や停止を防ぐことが出来る。</p> <p>こうしたテレワークの効果に着目して、在宅勤務を中心としてテレワークの試行を実施する地方自治体も増加している。しかしながら、試行実施した自治体の多くは、在宅勤務などのテレワークに対応した規定が整備されていないために、在宅勤務は「自宅出張」という極めて変則的な形式をとらなければならないという問題を抱えており、そのためもあって試行段階から本格的な実施に移行できない状況がみられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>職員服務規程に、「職員は、定刻までに出勤し、それぞれの所属長席において、自ら出勤簿に押印しなければならない。」という定めがある場合は、在宅勤務を実施するに当たっては、自宅へ出張という形式をとらざるを得ないという状況がみられる。また、職員の勤務場所を「自治体の組織内」と定め、それ以外の場所で勤務する場合には別途定める必要があり、また仮に職員の自宅を勤務場所として特定した場合にも、事業主としては職員の自宅の勤務場所が、労働安全上問題がないか確認をする必要が出てくるなど、負担が大きくなることなどから出張形式にせざるを得ないという問題も指摘されている。</p> <p>地方自治体職員のテレワークを本格的に推進するためには、地方自治体職員の服務規程や労働時間管理について、国として指針、あるいはガイドライン等を策定し、上記した緊急時でもテレワークのような柔軟な働き方が取れるように支援する必要がある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現在進められている自治体クラウドについても、クラウドシステムの中に職員がテレワークを行うときに必要なシステムやツールを組み込んでおくことが、将来のテレワークの運用にとって重要である点も指摘しておきたい。通常の執務場所とは異なる場所で仕事をするテレワークでは、ネットワークを通じてオフィスで利用しているさまざまなICTシステムを、オフィス勤務時と同じように利用できる環境が必要であり、その点でクラウドコンピューティングはテレワークを実施するに当たって効果的であるといえる。現在検討されている自治体クラウドには、テレワークを支援するシステムやツールは含まれていないことを考えると、この点についての早急な</p>

	検討が必要かと思われる。
--	--------------